

平成 25 年 2 月 1 日

お客さま 各位

奈良中央信用金庫

中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関の認定取得について

奈良中央信用金庫（理事長 高田 知彦）は、「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」として認定されましたので、お知らせいたします。

当金庫は、地域経済の活性化を図るべくお客様の経営改善支援等に組み込んでまいりましたが、「経営革新等支援機関」として新たな支援手段を加えることで、今後とも地域のお客様からのご相談に積極的に対応し、中小企業金融円滑化法の最終期限後においても、取引先企業の皆様の経営課題に対して専門性の高い経営支援を行い、地域経済の活性化に積極的に組み込んでまいります。

記

1. 認定日

平成 25 年 2 月 1 日 （金）

2. 経営革新等支援機関の支援業務具体例

- ・ 経営相談
- ・ 事業計画作成支援
- ・ 創業支援
- ・ 事業承継
- ・ M & A
- ・ 販路開拓
- ・ 金融・財務等

3. 経営革新等支援業務窓口

本店及び各支店の融資窓口

4. 経営革新等支援機関認定の具体的な効果

認定を受けた経営革新等支援機関から経営相談等の支援を受けた中小企業の皆様は、信用保証協会の「経営力強化保証制度（信用保証料の優遇）」の利用や中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による協力が可能となります。

※「中小企業経営力強化支援法」とは、平成 24 年 8 月 30 日に施行された中小企業の皆様の経営力強化を計るための支援事業を行う者を公的に認定し、中小企業の皆様に対し専門性の高い支援事業を実現することなどを目的とした法律です。

※「経営革新等支援機関」とは、中小企業の皆様が安心して経営相談等が受けられ、専門性の高い支援事業の実現のために、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験等の基準を満たしたものを国が公的な支援機関として認定されるものです。

認定証

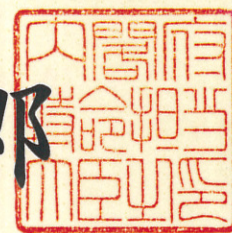
奈良中央信用金庫 殿

中小企業の新たな事業活動の促進
に関する法律に基づき、貴殿を近財
金2第37号及び20130124近畿第
38号により経営革新等支援機関と
して認定したことを証する

平成25年2月1日

内閣府特命担当大臣

麻生 太郎



経済産業大臣

茂木 敏充

